

公益社団法人埼玉県柔道整復師会 役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県柔道整復師会（以下「本会」という）の定款第26条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員の報酬は月額とする。
- 3 役員には賞与を支給しない。
- 4 役員の退職に当たっては、退職手当を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の理事の報酬月額は、別表「俸給表」のうちから、会長が理事会の承認を得て、また、監事の報酬月額は、俸給表のうちから、監事の協議により決めるものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(交通費)

第6条 役員には、その職務執行の実態に応じ、交通費を支給する。

(費用)

第7条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、請求後遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会の決議をもって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 3 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。(平成26年11月15日総会決議)

別表

『俸給表』

第 1号	5,000 円	第 21号	160,000 円
第 2号	10,000 円	第 22号	170,000 円
第 3号	15,000 円	第 23号	180,000 円
第 4号	20,000 円	第 24号	190,000 円
第 5号	25,000 円	第 25号	200,000 円
第 6号	30,000 円	第 26号	210,000 円
第 7号	35,000 円	第 27号	220,000 円
第 8号	40,000 円	第 28号	230,000 円
第 9号	45,000 円	第 29号	240,000 円
第10号	50,000 円	第30号	250,000 円
第11号	60,000 円	第31号	260,000 円
第12号	70,000 円	第32号	270,000 円
第13号	80,000 円	第33号	280,000 円
第14号	90,000 円	第34号	290,000 円
第15号	100000 円	第35号	300,000 円
第16号	110,000 円	第36号	310,000 円
第17号	120,000 円	第37号	320,000 円
第18号	130,000 円	第38号	330,000 円
第19号	140,000 円	第39号	340,000 円
第20号	150,000 円	第40号	350,000 円